

パーキンソン病・運動障害疾患学会(MDSJ)認定医

認定制度細則

I. 制度の意義

パーキンソン病は高齢化社会の進展に伴い患者数が増加している common disease であり、その基本的な知識は脳神経内科・脳神経外科・小児神経科・精神科・かかりつけ医など、幅広い医療従事者に共有されるべきものである。

一方で、運動障害疾患には、パーキンソン病に加え、ジストニア、振戦、舞踏運動、ミオクローヌス、運動失調など多様な病態が含まれ、それぞれに診断・治療の専門性が求められる。

さらに、これらの疾患では、進行期における症状の多様化、非運動症状への対応、デバイス治療や先進的治療の選択など、極めて高度かつ専門的な判断を要する場面も多い。

日本パーキンソン病・運動障害疾患学会(MDSJ)は、こうした認識のもと、本領域における診療の質の向上と知識・技術の社会への普及を図るとともに、研究の推進および次世代人材の育成を目的として、本認定医制度を構築した。

Ⅱ．MDSJ 認定医とは

MDSJ 認定医は、パーキンソン病・運動障害疾患領域において、一定の臨床経験と学術活動を有し、標準的かつ質の高い診療を担う専門医である。

以下の特徴を有する：

- 運動障害疾患に関する豊富な診療または研究経験
- MDSJ 学術大会参加や発表、論文などの継続的な学術活動
- MDS-UPDRS など標準評価法の理解
- 学会活動を通じた知識のアップデートと共有

また MDSJ 認定医は、5 年ごとの更新制度により、継続的な教育・臨床・研究活動を通じて専門性を維持することが求められる。

Ⅲ. MDSJ 上席認定医とは

MDSJ 上席認定医は、認定医の要件を満たした上で、特に高度な実績を有し、本領域の発展を牽引するリーダー的存在として位置づけられる。

以下のいずれかの分野で卓越した実績を持つ医師が認定される：

(1) 国際化

- 国際学会でのファカルティ、招待講演、企画運営、座長の経験など
- 海外演者を招聘した学会・研究会などの開催経験

(2) 臨床・教育

- 運動障害疾患に関するハンズオン教育や研修会講師など
- 運動障害疾患に関するガイドライン作成メンバーの経験

(3) 学会貢献

- MDSJ コングレス開催など学会運営

また MDSJ 上席認定医は、MDSJ 認定医教育の中核、診療および研究ネットワークのハブ、国際連携の推進役としての役割を担うことが求められる。

IV. 認定について

IV-1. 認定資格有効期間

1. MDSJ 認定医は認定日より 5 年間とする
2. MDSJ 上席認定医は永年とする

IV-2. 認定料

1. MDSJ 認定医は 5,000 円(税込)とする
2. MDSJ 上席認定医は無料とする

IV-3. MDSJ 認定医の認定要件: 以下の 1)～6)をすべて満たすこと

- 1) 基本資格: 以下の 1 と 2 を満たすこと
 1. 日本国の医師免許を有すること
 2. 日本神経学会・日本脳神経外科学会・日本精神神経学会・日本小児神経学会いずれかの専門医資格を有すること
- 2) 学会会員歴: 以下の 1 を満たすこと
 1. 日本パーキンソン病・運動障害疾患学会(MDSJ)の正会員歴が 3 年以上あり、会費を完納していること
- 3) 学術大会参加: 以下の 1 を満たすこと
 1. MDSJ 学術大会に過去 5 年間で 3 回もしくは、3 年間連続して 3 回参加
 - ※ 「参加」は現地出席を原則とする
 - ※ オンライン参加の場合は、事前申請制とし(学会事務局に参加する旨を連絡)、当該セッション出席ログまたは簡易レポート提出(参加セッションの数は問わない)をもって「参加」と認定する
 - ※ MDSJ 学術大会参加については、過去 3 年間で International Congress of Parkinson's Disease and Movement Disorders もしくは Asian and Oceanian Parkinson's Disease and Movement Disorders Congress に参加した場合、1 回を代用できる
- 4) 診療・研究経験: 以下の 1 を満たすこと
 1. パーキンソン病・運動障害疾患領域での臨床または研究経験が通算 5 年以上あること
 - ※ 経験年数は申請書自己申告とし、推薦医(後述)の承認が必要
- 5) 活動実績: 以下の 1、2、3 のうちいずれか 1 つを満たすこと
 1. MDSJ 学術大会での演題発表(筆頭演者)1 回以上
 2. パーキンソン病・運動障害疾患領域に関する論文 1 編以上(査読あり、筆頭または責任著者)
 3. MDS-UPDRS 評価法講習会修了証を取得
 - ※ 発表抄録、論文コピー、修了証など証明書類の提出を必須とする
 - ※ 時期は問わない

6) 推薦状: 以下の 1、2 を満たすこと

1. MDSJ 評議員、MDSJ 理事、MDSJ 役員(評議員または理事)経験者、MDSJ 認定医資格者 1 名からの推薦状を必要とする

※ 認定医制度の初年度は評議員のみを対象とし、推薦状は必要としない

2. 推薦医の推薦状に「申請者の 5 年以上の臨床(または研究)経験を確認した」との明記があること

IV-4. MDSJ 上席認定医の認定要件: 以下の 1)と 2)をすべて満たすこと

1) 基本資格: 以下の 1, 2, 3, 4 を全て満たすこと

1. 日本国の医師免許を有すること
2. 日本神経学会・日本脳神経外科学会・日本精神神経学会・日本小児神経学会いずれかの専門医資格を有すること(他学会の専門医資格は、理事会で審議する)
3. 日本パーキンソン病・運動障害疾患学会(MDSJ)の正会員歴が 10 年以上あり、会費を完納していること
4. パーキンソン病・運動障害疾患領域での臨床または研究経験が通算 20 年以上あること

2) 認定要件: 以下の 1, 2, 3 のいずれか1つを満たし、MDSJ 評議員、MDSJ 理事、MDSJ 役員(評議員または理事)経験者、MDSJ 認定医資格者から 2 名以上の推薦がある

1. 国際化の実績: 以下のいずれかを満たす

※ International Parkinson and Movement Disorder Society (MDS)または AOPMC のファカルティ、招待講演、シンポジウムなどの企画委員、座長の経験がある

※ 海外から 3 名以上の演者を招聘し、神経学会でクレジットが得られる学会・研究会などを開催した経験がある

2. 臨床の実績: 以下のいずれかを満たす

※ 運動障害疾患の診療に関する臨床ハンズオン、MDSJ の教育講演・PD ナースメディカルスタッフ研修会の講師を合計 3 回以上経験している

運動障害疾患に関する診療ガイドラインのメンバーを経験している

3. MDSJ における実績: 以下のいずれかを満たす

※ コングレスの大会長もしくは副大会長を経験している

※ 役員を経験している

V. 更新について

V-1. 認定資格有効期間

1. 認定日より5年間とする

V-2. 更新料

1. 5,000 円(税込)とする

V-3. MDSJ 認定医の更新要件: 以下の 1)～3)をすべて満たすこと

- 1) 学術大会参加実績: 以下の 1 と 2 のいずれか 1 つを満たすこと

1. MDSJ 学術大会: 過去 5 年間で 3 回出席

- ※ 国際学会(MDS、AOPMC、AD/PD、IAPRD など、MDSJ が認める国際学会)の参加 1 回を MDSJ 大会参加 1 回に換算可
- ※ 「参加」は現地出席を原則とする
- ※ オンライン参加の場合は、事前申請制とし(学会事務局に参加する旨を連絡)、当該セッション出席ログまたは簡易レポート提出(参加セッションの数は問わない)をもって「参加」と認定する

2. 教育セッション参加: 過去 5 年間で以下を合計 2 回出席

- ※ MDSJ 大会開催中に設定された「指定教育セッション」(CME 相当)
- ※ MDSJ 主催の教育研修会
- ※ MDSJ 主催のビデオフォーラム

- 2) 活動実績: 以下の 1、2、3 のいずれか 1 つを満たすこと

1. パーキンソン病／運動障害疾患を 5 年間で 100 例以上診療している

ただし脳神経内科医以外の医師は以下の診療経験を有する場合も認める

- ※ パーキンソン病／運動障害疾患に対して DBS など neuromodulation の症例を 5 年間で 15 例以上執刀あるいは診療している
- ※ パーキンソン病／運動障害疾患の精神症状の診療および治療を 5 年間で 20 例以上担当している
- ※ 小児の運動障害疾患の診療および治療を 5 年間で 20 例以上担当している
- ※ 地域、施設の状況、時代の変化に応じて経験できる症例数も変化するため、上記に該当しない場合は、診療内容の詳細を記載した書類を提出すること(様式を問わないが A4 に 1 枚以内)。別途、理事会において妥当性を判断する

2. MDSJ 学術大会での演題発表(筆頭または共同演者)1 回以上

3. パーキンソン病／運動障害疾患領域に関する論文 1 編以上(査読あり、和英を問わない、筆頭または共著者)

- ※ 発表抄録や論文コピー等の 証明書類 提出を必須とする

- 3) 会費納入

1. 更新申請年度までの 5 年間、MDSJ 会費を完納していること

V-4. 認定資格更新の申請期間

1. 認定資格有効期限の 6 ヶ月前から 2 ヶ月前(当日正午)までの 4 ヶ月間を更新申請期間とする
2. 期日までに申請がない場合や提出書類が不十分の場合、申請は受理されないものとする

VI. 認定に関する事務手続および判定

VI-1. 認定

1. 申請者は所定の申請書類一式を申請期間内に提出する
2. 審査料は無料
3. 期日までに申請がない場合や提出書類が不十分の場合、申請は受理されないものとする
4. 認定委員会が審査を行い、認定の可否を決定し理事会へ報告し承認される
5. 理事会開催翌日正午に MDSJ ホームページ上で合格者番号を開示する
6. 3 月 1 日から同月末日までに申請用紙をもって事務局へ申請する
7. 認定料は 3 月末日までにクレジットカード決済にて入金する
8. 入金確認後、認定証を会員 WEB サイトからダウンロード可能とする
9. 認定期間は 4 月 1 日から 5 年間とする

VI-2. 更新

1. 有効期限までに更新手続きを完了しない場合、資格は失効するものとする
2. 失効後の再認定については、認定と同様の手続きを要する

VI-3. 特別措置

1. ライフイベント(出産・育児・介護)、留学、病気等やむを得ない理由により更新手続きが困難な場合は、有効期限内に理由書を MDSJ 事務局へ提出すること。事務局の審査を経て対応を判断する。

VI-4. 認定の取り消し

1. MDSJ 認定医・上席認定医が MDSJ を退会した場合にはその認定を喪失する
2. MDSJ 認定医・上席認定医が医師免許を失った場合、または認定基準に著しく反する行為があった場合は、理事会の決議により認定を取り消すことがある
3. MDSJ 認定医・上席認定医が反社会的行為を行った場合、MDSJ の発展を妨害あるいは名誉を損なう行為を行った場合等、認定制度の根本に有害な影響を及ぼす事象があった際には、理事会の決議により認定を取り消すことがある

VII. 本制度が目指すもの

1. MDSJ 認定医制度は単なる資格認定ではなく、臨床・研究・教育をつなぐプラットフォームであり、国内外の専門性を接続する仕組みとなり、患者にとって信頼できる医療の指標として機能することを目指す
2. MDSJ 認定医制度および MDSJ 認定医・上席認定医を学会ホームページ上で広く公開し、社会全体あるいは医療関係者、患者およびその家族などに開かれた制度とすることを目指す

以上